

## 第2部 計画の基本的な考え方

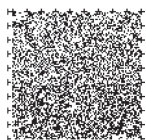
### 第1章 計画策定の視点

この計画の策定にあたっては、第1部で整理した国の法制度改革の動向や、障害者（児）生活実態調査などの各種調査で把握した市民ニーズ、第1期計画の進捗と課題をはじめとした、以下の7つの視点を考慮しました。

図表-6 計画策定の視点



視 点	内 容
1 法制度の動向	第1期計画策定後の関連法制度への対応（障害者基本法など）、障害者への差別禁止、合理的配慮の視点を重視
2 調査に基づくニーズ	障害者（児）生活実態調査、インタビュー調査などで把握した課題や市民ニーズへの対応
3 第1期計画の進捗と課題	第1期計画進捗評価に基づく課題への対応
4 新たな障害者問題	難病、発達障害、高次脳機能障害、複合差別（障害のある女性などへの問題）などの新たな課題への対応
5 社会情勢	少子高齢社会・人口減少社会の進展、障害者数の増加、景気・経済状況の影響など、障害者を取り巻く社会情勢も考慮
6 中核市移行後の取組	中核市移行、分権推進法による権限移譲に伴う新たな施策の検討
7 本市の重点的取組	本市の行政運営の方針の反映（「協働」、「セーフコミュニティ」など）



## 1. 法制度の動向

前述のとおり、第1期計画策定以降、国において「障害者権利条約」の締結に向けた国内法の整備等の障害者制度改革が進められてきました。この計画の策定にあたっては、障害者基本法をはじめとした新たな法制度の内容を踏まえ、障害者基本法の基本原則である差別の禁止や、合理的配慮の視点などを重視して策定に取り組みました。

## 2. 調査に基づくニーズ

障害者計画の策定にあたっては、障害者やその家族、支援に係る関係者などの意向を反映することが必要です。この計画では、障害者（児）生活実態調査やインタビュー調査等で把握した課題やニーズを十分に考慮して施策を検討しました。

## 3. 第1期計画の進捗と課題

第1期計画は立案した施策の過半数でほぼ目標を達成できましたが、その一方で目標達成にいたらなかったものや取組に着手できなかったものがありました。この計画は、このような第1期計画の進捗状況や課題を踏まえて策定しました。

## 4. 新たな障害者問題

障害者総合支援法において、障害福祉サービスの対象に難病患者が含まれるなど、障害者の範囲は拡大しています。

しかし、難病や高次脳機能障害については、症状のわかりづらさや周囲の理解不足などにより、困難をかかえている人が依然として多く、また、社会問題となっている「ひきこもり」についても、背後に精神障害や発達障害が存在する可能性があることが指摘されています。

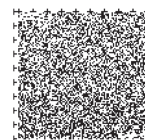
また、障害のある女性のように複合的な差別を受けやすい立場にある人もいます。

この計画の策定にあたっては、このような新たな障害者問題についても可能な限り考慮しました。

## 5. 社会情勢

我が国は既に少子・超高齢社会、人口減少社会に突入しており、本市も例外ではありません。障害者施策についても、今後も少子高齢化・人口減少が進行することを前提とした施策立案が必要です。また、障害者雇用にも深刻な影響を与える景気の動向に注視していく必要があります。

この計画の策定にあたっては、このような障害者を取り巻く大きな社会情勢についても考慮して取り組みました。

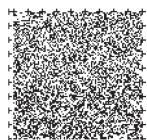


## 6. 中核市移行後の取組

本市は平成20年度に中核市に移行し、福岡県等からの権限移譲により新たな取組を開始した施策があります。この計画の策定にあたっては、このような中核市移行後の新たな取組を確実に位置づけ、さらなる展開を図ることを考慮しつつ、策定しました。

## 7. 本市の重点的取組

この計画は、本市の行政運営の基本的視点である、市民と行政が連携・協力してまちづくりに取り組む「協働の推進」と、WHO（世界保健機構）セーフコミュニティ協働センターが提唱するセーフコミュニティが推進する理念に基づき、けがや事故の予防に重点を置き、地域社会全体で安全安心なまちづくりに取り組む「セーフコミュニティ」という2つの視点を踏まえながら、計画の策定に取り組みました。



## 第2章 計画の基本理念

障害者基本法は「すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を目指しています。

本市では、第1期計画において「障害者が 住み慣れた地域で 普通に暮らせるまちづくり」を基本理念として各種施策を推進してきましたが、今後は、「障害者にとって住みやすいまち」は「障害のない人にとっても住みやすいまち」との考えのもと、障害の有無に関わらず、誰もが安心して暮らし続けることができるまちを目指すこととし、基本理念を下記のとおり定めます。

### 基本理念

誰もが その人らしく 安心して  
暮らし続けることができる まちの実現に向けて

誰もが

「障害者にとって住みやすいまち」＝「障害のない人にとっても住みやすいまち」との考えのもと、誰にとっても暮らしやすいまちを目指す

その人らしく

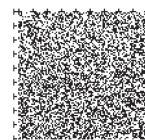
個人の違い（障害を含めて）を受け入れ、自分の意思で決めることができる社会の実現を目指す

安心して暮らし  
続けることができる

さまざまな生活上の不安や課題を感じている障害者が、安心して地域で暮らし続けられるようにする

まちの実現に  
向けて

「誰もがその人らしく安心して暮らし続けることができるまち」は、この計画期間のみに留まらない普遍的な目標として、長期的な視点にたって、その実現に向けて取り組む



## 第3章 計画の基本目標

基本理念のもと、次の5つの基本目標を定め、施策を進めていきます。

### 1. 壁をなくし認め合って生きるために

啓発・広報

生活環境

障害者を含むすべての市民が、その人らしく安心して暮らし続けることができるまちをつくるためには、その基盤として、障害のある人とない人がお互いを理解し、認め合ってともに生きるという意識や、ともに暮らすための環境づくりが不可欠です。

しかしながら、本市の障害者（児）生活実態調査によると、障害者の半数近くが差別を感じたり、いやな思いをしたことがあると回答しており、インタビュー調査などでも難病に対する無理解や偏見があることが指摘されていることから、障害者に対する心の障壁の除去は十分に進んでいるとは言いがたい状況です。また、生活環境面においても、徐々にバリアフリー化などの取組が進んでいるものの、依然として、外出や移動、各種施設の利用などに困難を抱える障害者も少なくありません。

障害者基本法の改正により、障害とは「心身の機能の障害」と「社会的障壁」と定義され、その緩和・除去のために、社会の側に「合理的配慮」が求められることとなりました。

このような基本法の趣旨を踏まえ、人の心の障壁や、情報の取得・意思疎通に係る障壁、建物や道路などの生活環境上の障壁の除去に向けて取り組めます。

### 2. 安全と安心のために

権利擁護

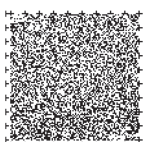
防災・防犯

東日本大震災に代表される大規模災害の発生や、障害者や高齢者、女性、子どもなどへの暴力・虐待事件が社会問題化していることなどを踏まえると、これからのまちづくりにおいて、「安全・安心」は特に重視すべき課題であるといえます。

特に、相対的に弱い立場にある障害者は、権利侵害を受けやすい立場にあるため、その擁護が図られなければなりません。このため、障害者虐待防止に向けた取組はもとより、成年後見制度などを活用した権利擁護や、障害者の安全・安心な暮らしを支えるための相談支援体制の確立に取り組めます。

また、東日本大震災や九州北部豪雨の発生に伴い、防災意識は高まりつつありますが、障害者（児）生活実態調査によると、障害者の約8割が災害に対する備えをしておらず、避難所までの避難や避難所での生活に不安を感じている人も多いことから、災害時における支援体制の充実も重要な課題といえます。

このような状況を踏まえ、障害者が安全・安心に暮らせる環境づくりとして、障害者を災害や犯罪から守る取組を進めます。



### 3. 支援が必要な子どもの発達支援と教育の充実のために

療育・保育

教育・育成

障害者基本法が目指す「共生社会の実現」に向け、障害のある子どもが、その年齢や能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な支援や教育を、可能な限り、障害のない子どもとともに受けることができるしくみづくりが求められています。

障害のある子どもについては、障害をできるだけ早期に把握し、その特性に応じた適切な相談や支援を継続して受けることが大切ですが、障害者（児）生活実態調査によると、発達面で支援が必要と思われる子どもを持つ保護者の約6割が乳幼児期から学校卒業まで相談・療育・訓練を一貫して行う機関が市内にないことに困っていると回答しています。

このため、乳幼児期から学校卒業までの一貫した療育・教育体制の構築に向けて取組を進めていきます。

また、学校教育においては、前述のとおり、障害のある子とない子が可能な限りともに学ぶことができるしくみであるインクルーシブ教育システムの構築が必要とされています。保護者の教育に対するニーズとして専門的知識を持った教職員の増員が求められていることなども踏まえ、教職員の資質向上や学校施設のバリアフリー化などのともに学ぶ環境づくりや、通級指導教室の充実などによる個別の教育的ニーズに対応できる多様な学びの場の確保などに取り組みます。

### 4. 自立して暮らし続けるために

雇用・就労

生活支援

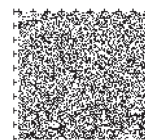
保健・医療

障害者が地域で自立して生活するためには、さまざまな生活支援が必要です。

障害者（児）生活実態調査によると、生活上の不安・困りごととして多くの人々が「経済的な不安」や「将来の不安」「親亡き後の不安」などの、自立して生活することに対する不安を抱えており、市の施策に対する要望でも、これらの不安を払しょくするための経済的支援や就労支援などの充実が重視されています。

不況の長期化などにより、障害者の就労は依然として厳しい状況ですが、障害者雇用促進法の改正などを踏まえ、企業や就労支援を行う関係機関等と連携して、一般就労や福祉的就労などの就労の場の確保や就労支援に取り組みます。

また、生活支援としては、障害者や家族の高齢化、障害の重度化・重複化などの状況を踏まえつつ、障害者が地域で自立して暮らすために必要な住まいの確保や、多様な在宅福祉サービスの提供、地域で活動するために必要な外出支援の充実などに取り組みます。



## 5. 生きがいを持って自分らしく生きるために

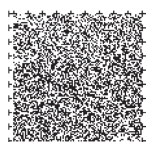
日中活動

社会活動

障害者が地域で生きがいをもって自分らしく健やかに暮らしていくためには、さまざまな活動に参加し、人との関わりを保つことが重要です。

障害の程度やその人の希望などに応じて、就労や訓練、交流、仲間づくりなど、さまざまな日中活動が行えるよう、障害者総合支援法による日中活動系サービスの充実や、地域活動支援センター・オープンスペースなどの活動促進に取り組みます。

また、障害のある人とない人がともに地域活動やスポーツ・文化活動などに参加できるよう、地域の関係団体等と連携して、これらの活動への障害者の参加促進や、障害者の参加に配慮した環境づくりなどに取り組みます。



## 第4章 重点施策

計画期間中に特に重点的に取組を進める施策（重点施策）を、以下の6施策区分とし、毎年度進捗管理を行いながら、確実に推進していきます。

### 重点施策1 ノーマライゼーションの意識啓発の充実

【基本目標1－施策区分（1）】

- ◇障害者基本法の改正に伴う障害者概念の転換や合理的配慮の必要性については、現時点では十分に浸透しているとはいえない状況であり、今後、より積極的に意識啓発に取り組まなければなりません。
- ◇このため、重点施策として、ノーマライゼーションの意識啓発の充実に取り組めます。

#### 《主な具体的施策》

- 障害者問題に関する広報の充実（施策番号2）
- 障害者に対する差別の解消への取組（施策番号5）
- 交流機会の拡大（施策番号8）

### 重点施策2 情報バリアフリーの推進

【基本目標1－施策区分（2）】

- ◇情報の取得・利用は、社会参画の前提であり、他のさまざまな活動の支援を行ううえでも欠かすことができない基盤となるものです。
- ◇このため、重点施策として、情報バリアフリーの推進に取り組めます。

#### 《主な具体的施策》

- 情報バリアフリー推進に係る基本方針の検討（施策番号14）
- 各種通知などの点訳・音訳コード添付などの推進（施策番号17）
- 盲ろう者向け通訳・介助員の派遣（施策番号20）

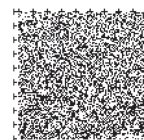
### 重点施策3 防災・防犯対策の推進

【基本目標2－施策区分（2）】

- ◇東日本大震災などの大規模災害の発生により、市民の防災意識は高まっていますが、災害に対する備えをしていない障害者も多く、また、避難所までの避難や、避難所での生活に不安を感じている障害者も多くなっています。
- ◇このため、重点施策として、防災・防犯対策の推進に取り組めます。

#### 《主な具体的施策》

- 防災知識の普及（施策番号50）
- 災害時要援護者支援体制の充実（施策番号56）
- 福祉避難所の指定（施策番号58）





## 重点施策4 切れ目のない療育・教育体制の確立

【基本目標3－施策区分(2)】

- ◇障害のある子どもに対する支援として、乳幼児期から学校卒業まで一貫して支援するしくみづくりが強く求められています。これは第1期計画時点からも強く要望されていたものであるため、その必要性に鑑み、今回の計画期間中に前進を図らなければなりません。
- ◇このため、重点施策として、障害のある子どもに対する切れ目のない療育・教育体制の確立に向けて取り組みます。

### 《主な具体的施策》

- 幼児教育研究所の機能充実（施策番号68）
- 切れ目のない支援体制の確立（施策番号71）

## 重点施策5 住まいの確保と居住支援の充実

【基本目標4－施策区分(4)】

- ◇家族介助者の高齢化に伴い、親亡き後の生活に不安を抱える障害者が増えており、生活の基盤となる住居としてグループホーム等の必要性が高まっています。
- ◇このため、重点施策として、住まいの確保と居住支援の充実に取り組みます。

### 《主な具体的施策》

- 不動産業者との協力（施策番号114）
- 居住系サービスの整備促進（施策番号115）

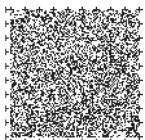
## 重点施策6 在宅福祉サービスなどの充実

【基本目標4－施策区分(5)】

- ◇障害者が地域で自立して生活するためには在宅福祉サービスは非常に重要です。家族介助者の高齢化も踏まえ、その負担を軽減するための支援（レスパイトケア）や重症心身障害児者に対する支援など、障害の特性や本人・家族のニーズに応じた多様なサービスを質・量ともに確保していくことが求められています。
- ◇このため、重点施策として、在宅福祉サービスなどの充実に取り組みます。

### 《主な具体的施策》

- 福祉事業所の適正運用の推進（施策番号118）
- 重症心身障害児者の地域生活を支援する相談支援体制の充実・強化（施策番号122）
- 重症心身障害児者などの日中活動及び短期入所の場の確保（施策番号124）



## 第5章 施策の体系

基本理念	基本目標	施策区分	施策の方向	分野
誰もが その人らしく 安心して 暮らし続けることができる まちの実現に向けて	1 壁をなくし認め合って生きるために	(1) ノーマライゼーションの意識啓発の充実 <b>【重点施策】</b>	①障害者理解・配慮のための啓発・広報活動の推進 ②障害を理由とする差別の解消への取組 ③福祉教育の充実	《1》 啓発・広報
		(2) 情報バリアフリーの推進 <b>【重点施策】</b>	①情報バリアフリーの推進	
		(3) ボランティアなどの育成・活動促進	①ボランティアなどの育成・活動促進	《2》 生活環境
		(4) 障害者にやさしいまちづくりの推進	①施設などのバリアフリーの推進 ②移動・交通に関わるバリアフリーの推進 ③住まいのバリアフリーの推進	
	2 安全と安心のために	(1) 権利擁護・相談支援体制の確立	①権利擁護の推進 ②虐待防止体制の整備 ③相談支援事業の推進 ④多様な相談窓口の充実	《3》 権利擁護
		(2) 防災・防犯対策の推進 <b>【重点施策】</b>	①防災対策の推進 ②防犯・安全対策の推進	《4》 防災・防犯
	3 支援が必要な子どもの発達支援と教育の充実のために	(1) 健康相談の充実	①母子保健事業の充実	《5》 療育・保育
		(2) 切れ目のない療育・教育体制の確立 <b>【重点施策】</b>	①乳幼児期から学校卒業までの一貫した療育・教育体制の確立	
		(3) 療育の充実	①保育サービスなどの充実 ②発達障害などへの適切な支援	《6》 教育・育成
		(4) 学校教育の充実	①特別支援教育の実施 ②多様なニーズに対応する教育の充実 ③学校教育施設のバリアフリー化	
		(5) 社会教育の充実	①生涯学習の推進 ②社会教育施設などのバリアフリー化	
	4 自立して暮らし続けるために	(1) 一般就労の促進	①一般就労移行への支援	《7》 雇用・就労
		(2) 福祉的就労の充実	①福祉的就労の場の確保 ②就労に関する相談体制の充実 ③職業能力の習得支援 ④関係機関・企業などとの連携	
		(3) 就労支援の充実		
		(4) 住まいの確保と居住支援の充実 <b>【重点施策】</b>	①住まいの確保 ②居住支援の充実	《8》 生活支援
		(5) 在宅福祉サービスなどの充実 <b>【重点施策】</b>	①日常生活の支援や介助サービスの充実 ②レスパイトケアなどの充実	
		(6) 外出支援の充実	①外出支援サービスの充実	《9》 保健・医療
		(7) 生活安定施策の充実	①障害者優先調達推進に係る取組 ②経済的負担の軽減	
		(8) 保健サービスの充実	①保健事業の充実 ②心の健康づくりの推進	
		(9) 医療サービスの充実	①適切な医療サービスの提供	
5 生きがいを持って自分らしく生きるために	(1) 日中活動の促進	①日中活動系サービスの整備 ②地域活動支援センターなどの整備 ③精神障害者の地域生活支援	《10》 日中活動	
	(2) スポーツ・文化活動への参加促進	①スポーツ活動の促進 ②文化活動の促進	《11》 社会活動	
	(3) 地域活動や国内外交流の促進	①地域活動などへの参画促進 ②国内外での交流の促進		

